
第13期 町田市福祉のまちづくり推進協議会

第35回 バリアフリー部会 会議録

【開催日時】2025年10月7日(火) 14時00分～16時00分

【開催場所】町田市役所 2階 2-1会議室

【出席者】 会場参加14名 リモート参加1名 計15名

山崎晋、川内美彦、都筑京美、風間幸子、木村純子、本間美穂、飯長喜一郎、小倉豊司、遠山育子、仲村清彦、佐々木麻衣子、井上廣美、平井靖範、荒井大介、川田勝也

【欠席者】

0名

【傍聴者】

1名

【事務局】

原田功一、仲村茂、喜多和則、樽井晶、安次富洋亮、佐藤励

【協力依頼部署・機関】

地域福祉部福祉総務課

【会議次第】

1. 部会員委嘱
2. 開会
3. 説明・報告事項
4. 審議事項
5. 閉会

【説明・報告事項】

バリアフリー基本構想の概要について

町田市バリアフリー基本構想に関するこれまでの経緯について

町田市バリアフリー基本構想の進行管理について

町田市バリアフリー基本構想に基づくバリアフリー面的整備の進捗状況について

バリアフリー基本構想に関する自治体調査の結果について

【審議事項】

町田市バリアフリー基本構想の進行管理について

【配布資料】

- ・ 次第
- ・ 部会員名簿
- ・ 事務局名簿
- ・ 資料 1 バリアフリー基本構想の概要について
- ・ 資料 2-1 町田市バリアフリー基本構想に関するこれまでの経緯について
- ・ 資料 2-2 町田市バリアフリー基本構想の進行管理について
- ・ 資料 3-1 町田市バリアフリー基本構想に基づくバリアフリー面的整備の進捗状況について
- ・ 資料 3-2 町田市バリアフリー基本構想 地区別の特定事業の進捗率について
- ・ 資料 3-3 未進捗（未完了）の事業について
- ・ 参考資料 1 町田市バリアフリー基本構想 特定事業ごとの進捗状況一覧
- ・ 参考資料 2 バリアフリー基本構想に関する自治体調査の結果について

【議事】

1. 部会員委嘱

部会員の委嘱・指名式を行った。

都市づくり部長から挨拶が行われた。

事務局より、本協議会の出欠状況について報告された。

2. 開会

各部会員から挨拶が行われた。

川内部会員から山崎部会員の推薦があり、賛成多数により山崎部会員を部会長として選出した。

山崎部会長から職務代理者として、川内部会員が指名された。

山崎部会長から挨拶が行われた。

3. 説明・報告事項

バリアフリー基本構想の概要について

事務局より、資料 1 について説明がされた。

町田市バリアフリー基本構想に関するこれまでの経緯について

事務局より、資料 2-1 について説明がされた。

町田市バリアフリー基本構想の進行管理について

事務局より、資料 2-2 について説明がされた。

職務代理	資料 2-1 の 4 施設管理者との特定事業の調整方法の図について、「バリアの内容は」からハードとソフトに分かれているが、バリアフリー法ではハードの解決が基本だ。バリアに対してハード整備が可能であれば特定事業に入れ、実施困難ならば、代替としてソフト対策が可能かということになる。これは差別解消法でいう過重な負担ということになるだろうと思う。とすると、最初の分岐のソフトに流れていく部分は、どのようなことに対してのソフト施策が可能かを聞くのか教えてほしい。
事務局	具体的な例としては、筆談対応を求めるご意見があった際に、それはソフトでの人的支援の対応だということで整理している。その他にも各障がいの特性に応じ、職員に対してこういったことを常日頃から心がけてほしいというご意見に対して、ソフト的な意見として整理させていただいている。
職務代理	図の下のソフトの流れは必要ないと思う。その代わりに、バリアを解消するための意識啓発として教育啓発特定事業を市全体に対して行う。教育啓発の取組みは実施可否で分岐させる必要はなく必ず実施するものとして整理するというような形が良いのではないか。
事務局	ご意見は今後、基本構想策定・改定の際に特定事業等の調整を行う際の参考にさせていただく。
A 部会員	基本構想に基づくこれまでのバリアフリー化の取組み結果と、これからのことについての報告をいただいた。その中で気になったこととして、障がい者・高齢者等の市民の日常的な要望が、どのようにしてこのような会議に反映されていくのかが知りたい。特に個人的な意見についてはどこに問題を提起すれば良いのか。
事務局	バリアフリー基本構想に基づく面的整備に関しては、各推薦母体を通じて選出された代表者の方に当部会に参加していただいている。個人的なご意見については代表者の方が推薦母体の方々のご意見を吸い上げていただき、部会場でご意見いただきたい。また、基本構想の策定・改定の際は市民意見募集を実施することで、個人の方がご意見を出せる場を設けているので、引き続き取り組んでいきたい。
A 部会員	個人的な意見は、所属の団体において集約しこのような場で発言することで煮詰まっていくということか。
事務局	会議の情報を出身母体の方々にご共有いただき、そこでまた話し合ったご意見を吸い上げて次の部会でご発言いただくような形で進めていけるとよいと考えている。
職務代理	差別解消法では自治体に相談窓口を設けることになっている。東京都では広域相談員がおり、差別事例だと感じたときに相談を持ち込むことができる。整備の不備によって障がいがある人が制限を受けるとすることについても相談窓口を持ち込むことができる。東京都に持ち込むこともできるし、町

	田市では障がい福祉課が障がい者差別解消に関する相談窓口となっているようだ。
部会長	基本構想の範囲であれば、このような場で意見を出していただいたほうがよく、それ以外の差別等の話であれば、東京都や障がい福祉課が開設している窓口への相談になるのではないかと思います。また、A 部会員が障がい福祉課にお電話して、それがハードに関することであれば、障がい福祉課から施設管理者に繋がる。そういうところも含めて、庁内連携がうまく回るとよい。
部会長	本日は基本構想についての振り返りや進行管理を行うということで、バリアフリー基本構想を定める意義について確認することも重要である。東京都も参加いただいているので、都としてこの点についてどのようにお考えか説明いただきたい。
B 部会員	東京都としても誰もが安心して暮らせるまちづくりを進めており、その中でバリアフリーを推進している。そうした中、基本構想は旅客施設や高齢者、障がいのある方が利用する施設が集まった地区を中心に、移動の連続性を確保し、利便性、安全性を向上させるという意味で策定していると理解している。都としては基本構想を策定する自治体を支援することで、利便性と安全性が高く、安心して移動できるまちを作っていくことを支えていきたい。
部会長	資料 2-2、PDCA の流れがあったと思うが、外部評価の指摘事項で、「市民意見の聴取と反映の機会を設ける」とあったが、市民意見聴取以外で意見の聴取を考えているか。
事務局	基本構想の進行管理において市民の方々の意見を伺う場が十分に設けられていないという反省点があったため、本日の部会をその機会の 1 つとして位置付けている。

町田市バリアフリー基本構想に基づくバリアフリー面的整備の進捗状況について
事務局より資料 3-1～3-3、参考資料 1 に基づき説明がされた。

バリアフリー基本構想に関する自治体調査の結果について
E 部会員より参考資料 2 に基づき説明がされた。

C 部会員	歩行が困難な方の送迎をしており、ご本人のことしか見ていないので、全体を見ることが出来る、このような会議は大切だ。町田の中を車いすで歩くという企画を時々行っているが、車いすを押すことに慣れていない人が必ずと言ってよいほど、道路がかまぼこ状になっていることに対して疑問をいだかれる。まっすぐ車いすを動かすことに苦慮するからだ。また、私事だが痛風になり、体重が左足にかからないように歩くために水路側の斜面を歩くことができない時期があった。道路のバリアフリーの整備基準としては透水性舗装が
-------	--

	望ましいとされているが、整備が進んでいない現状がこのような点からうかがえる。道路がかまぼこ型になっていることで車いすの方などの通行に困難が生じていることや、なぜ道路がそのような構造になっているのかという理由について例えば資料 3-1 に明記するなど、普及啓発していくべきではないか。
事務局	道路がかまぼこ型になっていて、車いすだけでなく、ベビーカー等が勾配のせいで歩きづらいということだが、先ほどの透水性舗装は歩道に適用していることが多い。ある程度舗装の中に隙間がないと浸透しないので、大型のトラックが走行するようなところでは荷重に耐えられず傷みが進行してしまっていて、維持管理が難しい。車道では雨が降った場合の水はけのために水勾配を付けている。 道路構造令や設計基準があり、歩道のない道路では排水のため、1.5%の勾配を付ける必要がある。歩道のある道路については透水しない歩道の場合は、1.5%の勾配を、透水できる歩道の場合は 1%の勾配とし、どうしても最低限の勾配は取る必要がある。 車いす使用者の移動の改善のためには知恵を絞る必要がある。道路部門と情報共有をしたい。
部会長	このようなことを広く市民に伝えていくという事は重要である。
C 部会員	資料 2-1 で示された特定事業の調整方法の中の、ハードでは対応できない場合の代替となるソフト対策として、このようなことの普及啓発に取り組まれると良いのではないかと。基本構想にソフト対策としてこのような事が明記されることで理解いただける人が増えると思う。
D 部会員	道路だけでなく駅のホームにも傾斜がつけられており、このようなことを知らない方もいる。子どもなどを対象に含め一般に広めていくことで、まち全体で、こういうところは傾斜があるという事が伝わっていくと思うので、教育啓発特定事業としてこのような啓発に取り組まれると良いのではないかと。
部会長	重要な意見だと思う。基本構想やその他の資料でも、傾斜のことなど、なぜそうなっているのかということの説明があるといいかと思う。
E 部会員	車道と歩道との段差が登れず歩道に行けないことがあり、諦めて車道のほうを車いすで通行することがある。歩道があるところは車道と歩道の段差をもう少し緩やかにすることで、車いすだけでなく、ベビーカーなどの通行もしやすくなると思う。

職務代理	私も車いすを利用しているのでご意見は理解できるが、実は視覚障がいのある方にとって車道と歩道の境目の段差というのが非常に重要で、白杖でそれを当てることによって、これで安全なエリアに入れるということを知るのに重要だと言われている。ガイドラインでは 2 センチ程度の段差を作ることが示されている。ただし、直角に 2 センチとするのか、直角に 1.5 センチ上げた後、緩やかな傾斜をつけてトータルで 2 センチの段差とするのかなど、段差の付け方については基準があるわけではない。 また、ガイドラインでは、段差を 2 センチよりも低くしても構わないということも記載されている。ただし、それはその地元の当事者たちがそれを了解することが重要だとしている。 2 センチの段差を付ける事に関しては視覚障がいのある方にとっては命に直結することなので、視覚障がいのある方が納得しないと簡単には変えられないというのが現状だ。
A 部会員	車いすの方たちなどからは、車道と歩道の間の段差が困るとよく言われている。しかし、視覚障がい者の立場としては白杖で細かい段差を確認することはとても難しい。視覚障害者誘導用ブロックが有ればよいが、無いところは車道に出たのか出ていないのか、難しい判断を強いられる。町田駅周辺は視覚障害者誘導用ブロックがあってわかりやすいが、まだまだ無いところのほうがとても多い。2024 年度に成瀬駅周辺地区バリアフリー基本構想を改定した際、現地点検に参加したが、歩道がない道路について、歩道を付けてほしいという話もしている。 広い道路であれば車の通行量が多くわかりやすいが、1 車線くらいの道路であれば、道路に出たのか出ていないのか、わかりにくくて不自由している。 このような事についても市で理解を広めていただけたらありがたい。
E 部会員	資料 3-1 のエリアではないが、町田街道の町谷原の交差点では視覚障害者誘導用ブロックもあるが、車道と歩道の間がゆるやかな傾斜になっており、そこに凸凹がついていて、それほど段差のない構造となっている。ここに関しては車いすでもすんなり通ることができる。このような事例もあるので、他の場所にも展開できないか参考にさせていただけたらと思う。
部会長	このような情報を市民の方からいただける場があるとよいと感じた。
職務代理	参考資料 2 の調査結果について、注意していただきたいのが、基本構想は駅及びその周辺がスタートだということだ。町田市の基本構想もすべて駅中心のエリアとなっている。ということは、基本構想ができていのかどうかは駅単位で考えたほうがよい。駅は全国に 9500 くらいある。全国の自治体は 1741 ある。町田市の駅が 9 か所で基本構想が 9 つであれば、母数として 9 であるべきだ。だが、この調査で町田市は 1741 のうちの 1 とカウントされる。つまりこの調査はどれくらいの自治体が基本構想の策定に取り組んでいるのかは分

	かるが、何駅でバリアフリー基本構想が策定されているかはわからない。 ３ページ目で基本構想作成済み区市町村は 327 となっており、全体の 5 分の 1 くらいは実施していると思われるが、分母が 9500 になると、策定のパーセンテージがかなり減ってしまう。1 つの自治体で 1 つしか作っていないところもあれば、町田市のようにたくさん作成しているところもある。駅を単位にすると 327 がもっと増えると思うが、それにしても 9500 が分母となるとパーセンテージが変わる。個人的な意見であるが、駅の単位で基本構想の策定状況等を集計した調査があるとわかりやすいと思う。 また資料 3-2 について、町田駅周辺地区については、2011 年に作っており、14 年前だ。それで未実施ということはやらないということではないか。 資料 3-3 では未実施ではなく未完了という言葉が使われている。未実施と未完了では言葉の意味が異なる。言葉が 2 つありややこしくなっているので資料 3-2、資料 3-3、参考資料 1 のつながりが分かりにくくなっている。
事務局	言葉の分かりにくさについては、改善していきたい。未実施未完了について、例えば、施設のオーナーから躯体をいじることを禁止されている等、確かに実現が極めて困難なものはあった。ただ、未完了の中にも、大規模修繕時に合わせて実施を検討するとのことで、その事業者の方もやらなければならないこととしての認識は、基本構想を通じて持っていただけているのではないか。長期的ではあるが、前向きにとらえていただいていると認識している。
職務代理	例えば町田駅の特定期間をもう一度考えるとしたら、なぜできなかったかを考えなければならないし、この基本構想は民間の建物についての影響力は極めて弱い。歩道が歩きやすくなったが、沿道の店には入れないということが起きてもおかしくないというのがこの基本構想の根本的な問題点であり、可能ならば、教育啓発特定事業等を使って、民間の建物の持ち主に理解を深めることを働きかけないと改善しないと思う。
事務局	未実施の理由として、土地等の権利関係の問題が大きなボリュームを占めている。道路の沿道の建物との兼ね合いで事業実施が進まないというところもある。教育啓発のところについては検討していきたい。
部会長	資料の関係について、参考資料 1 の最後に集計表があってその数値と資料 3-2 が対応するとわかりやすいのではないか。どういうところが未実施になりがちなのか等勉強になった。
F 部会員	参考資料 1 の町田駅周辺地区で、鉄道事業者が毎月 1 回、障害者差別解消法や高齢者疑似体験等の勉強会を行っていることを初めて知った。娘を連れて町田駅を利用するが、近年は温かい対応をいただいている。勉強会の効果ではないか。
部会長	外出したい、次も行きたいと思わせるところが大事だと思う。

4. 審議事項

町田市バリアフリー基本構想の進行管理について

職務代理	推進協議会で、町田市が持っている施設について、評価活動を行っていた。外部評価と自己評価とあり、自己評価はその施設の設計などにかかわった市の職員が評価を行う。外部評価は障がいのある方と一般市民が実際に行ってみて評価を行う。その評価ポイントとしては、ここができていないとか、ダメだということではなく、なぜそうなったのか明らかにすること。つまり、何かの原因でその出来上がりになっているので、出来上がりの良い悪いでなく、そのようになった原因がどこにあるのかを見る評価となっている。原因に気が付いて同じミスを繰り返さないということで実施してきた。そういう経緯から、もしこの基本構想について外部評価を行うのであれば、なぜそのようになっているのかということ、先ほどの歩道の傾斜の問題もそうだが、ただ傾斜があって歩きにくいではなく、どうしてそのようになっているのか、基準でこうなっているというのも1つの答えだが、もう少しよくできたのではないかとこのところ、視点をおくことで話が発展する可能性があるのではないか。外部評価とともに、関わった方々の自己評価も並行して行うと原因の根本に迫れるのではないかと。
G 部会員	町田駅周辺地区の生活関連施設として、町田市の施設であるせりがや会館がある。約 20 の主として社会福祉関係の団体が入っている。しかし市の計画で 2027 年 3 月末でそこを出なければならぬことになっている。私たちの団体は 40 年の歴史を持って活動しているが、町田市が担う活動の一部を行っている。出されてしまえば会が存続できない。この意見は基本構想の議論とは異なるが生活関連施設においてそのような事があるということを問題提起させていただく。
福祉総務課	せりがや会館については、別な場で利用者との会談が行われていると聞いている。その場でご意見いただきたい。
部会長	アクセスする目的地が無くなることについて問題提起だったと受け止めた。基本構想としては、生活関連施設が移転・統廃合・廃止等で現況が変わる場合は生活関連施設や経路の見直しなど検討していく必要があるかと思う。
B 部会員	資料 2-2 の進行管理の図について、PDCA が矢印の方向に行っただけになっているので、評価、改善を行った場合は、それを新しい計画に反映していくサイクルになるような図が望ましい。国土交通省の方からもお話があった通り、価値観の変化や社会の技術動向の変化があり、そういったところを反映して、アクションへの反映やプランにもう 1 回戻していく、あるいは、数

	年単位で PDCA の矢印が記載されているが、事柄によっては、もう少し短いサイクルで PDCA を細かく反映していくということもある。そういった視点も進行管理に取り入れていただけるとより望ましいと感じた。
--	--

5. 閉会

本日出し切れなかったご意見がある方は、10月14日（火）までにメールなどで提出いただきたい。

今後の部会の活動については、部会でいただいた意見を整理の上、次回の開催有無について決定し、本日の議事録を送付する際にご案内する。

以上